

茅ヶ崎市介護保険料減免取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茅ヶ崎市介護保険条例（平成12年茅ヶ崎市条例第10号）第14条に規定する保険料の減免に関し、茅ヶ崎市介護保険規則（平成12年茅ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）第20条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(生活保護の基準の適用日)

第2条 規則第20条第1項第4号イ（ア）に規定する生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）を適用する日は、茅ヶ崎市介護保険料減免申請書の提出のあった日とする。

(収入認定)

第3条 規則第20条第1項第4号イ（ア）に規定する収入見込額は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の例により認定するものとする。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

- (1) 勤労に伴う必要経費のうち「特別控除」、「新規就労控除」及び「未成年者控除」については、適用しないものとする。
- (2) 常用勤労者に対する勤労に伴う必要経費の適用に当たっては、「基礎控除額に70%を乗じて得た額」を「基礎控除額」と読み替えて適用するものとする。
- (3) 現金については、一時的なものであり、収入として認定しないものとする。
- (4) 生命保険については、収入として認定しないものとする。
- (5) 預貯金については、収入として認定しないものとする。

(保険料の減免の取消し)

第4条 市長は、虚偽の申請その他の不正の行為により保険料の減免を受けている第1号被保険者があるとき、又は資力の回復その他事情の変化により保険料の減免が不相当であると認められるときは、その者に係る保険料の全部又は一部についての減免を取り消し、支払いを免れた保険料の額に相当する額をその者から徴収するものとする。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。